第173回 石川県都市計画審議会

令和3年8月31日(火) 10時00分から 石川県庁舎11階 第1109会議室

◎事務局 : 定刻になりましたので、ただいまから、第173回石川県都市計画審議会を 開催いたします。はじめに、事務局を代表しまして、城ヶ崎土木部長からご挨 拶申し上げます。

◎城ヶ崎部長: 皆様おはようございます。ただいまご紹介いただきました土木部長の城ヶ崎でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の折、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また日頃より、都市計画行政の推進に格段のご指導・ご支援を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、全国各地で新型コロナウィルス感染症が拡大している中、本県でもまん延防止等重点措置が発令をされ、地域経済に大きなダメージを受けているところでございますが、ポストコロナ時代を見据えますと社会経済活動を支え、そして賑わい活力を生み出す都市基盤の整備、これにつきましては必要不可欠と考えてございます。地域の特性を活かした魅力あるまちづくりにしっかりと取り組んでいくということが重要かなというふうに思います。

また、一方で近年、頻発する記録的な豪雨ございます、全国各地で大規模な 災害が発生しているというのは皆様も御案内だというふうに思います。本県に おきましても、こうした自然災害に備えまして、災害リスクの少ない安全安心 なまちづくり、これが求められているところだというふうに認識しているとこ ろでございます。今後とも各委員のご指導、ご支援をお願いする次第でござい ます。

本日の議題でございますが、白山都市計画における道路計画の変更、それから金沢市内における産業廃棄物処理施設の変更につきまして、ご審議いただく 予定としておるところでございます。

委員の皆様方にはどうか厳正なるご審議賜りますよう、よろしく申し上げ、 簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。議事次第A4 1 枚、それから第173回石川県都市計画審議会報告及び議案書というA4の冊 子が1冊、そのほか右肩に報告事項資料と書かれている都市計画決定案件の一 覧かっこ市町決定という紙が1枚、それから石川県都市計画審議会条例A4 1枚をお配りしております。

資料の不足などございましたら、事務局までお知らせください。よろしいで

しょうか。

それでは早速ですが、議事次第に沿って進めてまいります。議事次第の2の委員交代の報告についてでございます。

議案書の1ページをご覧ください。人事異動等により、次の方に新たに委員に 就任いただいております。関係行政機関の委員としまして、北陸農政局長の石川 善成様にご就任いただきました。

次に2ページをお開きください。市町村の議会の議長を代表する委員として、 石川県市議会議長会の会長の久保洋子様と石川県町村議会議長会会長の酒元 法子様にご就任いただきました。

また臨時委員につきましては、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長の漆原健様、北陸財務局長の目黒克幸様、北陸信越運輸局長の平井隆志様、近畿中部防衛局長の竹内芳寿様にご就任いただきました。

委員の変更についての報告は以上でございます。なお、本日の審議会には出席 依頼委員 20名中、17名の委員の方にご出席いただいております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、川上会長にお願いしたいと思います。川上会長、よろしくお願いいたします。

◆川上会長: 本日は、委員の皆様にはご多用中出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、審議に移りたいと存じます。引き続き、お手元の議事次第にそって議事を進めさせていただきます。

事務局から報告がありましたように、出席依頼委員20名中、17名の出席をいただいていますので半数以上の出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は砂塚委員と池本委員にお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の 結果報告をお願いいたします。

◎事務局 : それでは、前回第172回審議会の結果についてご報告いたします。

議案書の3ページの方をご覧ください。前回承認する旨答申のありました、議 第1608号金沢都市計画臨港地区の変更につきましては、令和3年3月26 日に都市計画変更の県告示がなされたことをご報告いたします。

以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長: 今回の審議会には4ページにありますように2件の議案が付議されております。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれては、 議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは議第1609号白山都市計画道路の変更についてを上程します。事

務局から説明して下さい。

③事務局 : それでは議第1609号白山都市計画道路3・5・28号千代尼線、3・5・ 29号恵比寿通り線の変更についてご説明いたします。議案書は5ページ、図 面は6ページとなっております。あわせてスクリーンの方をご覧ください。

> スクリーン中ほどに赤色で示しております都市計画道路千代尼線及び、青色 で示しております都市計画道路恵比寿通り線は、松任駅の南側に位置しており ましてそれぞれ市街地を東西と南北につなぐ幹線道路でございます。今回の変 更は、千代尼線と恵比寿通り線が交差する布市交差点付近における、幅員の変 更になります。

> こちら計画変更の概要になります。布市交差点におきましては、現在、右折 車線なし、幅員12mの計画でございますが、今回、右折車線を追加しまして 幅員を14mに変更するものでございます。なお、この布市交差点から広小路 交差点、図面の左側、海側の方向になるのですが、この方向に関しましては、 現在14mの計画となっておりますので、幅員構成の見直しによりまして右折 車線を追加することにより、今回幅員の変更はございません。

> こちら、布市交差点の現在の混雑状況を示したものでございます。千代尼線、 恵比寿通り線では、朝夕の通勤、通学時に各方向におきましてここに図示させ ていただきますとおり120m~150mの渋滞が発生しております。台数に しまして約20台~25台程度というような渋滞がおきておりまして、信号の 1サイクルの中では通過できないというような状況が発生しております。混雑 の原因としましては、周辺の開発が進んだことによりまして交通量が増加し て、右折する車輌が増加したことが原因かと考えております。

> こちら周辺の開発状況を示したものでございます。千代尼線、恵比寿通り線 の周辺では、青色で示しております、左側の方になるのですが、平成23年に 松任北安田、現在事業中でございますが松任北安田南部、あと真ん中の上方向 にうつりまして、平成26年松任駅北相木、あと平成25年には図面右上のほ うになるのですが、野々市の北西部、あと平成31年には野々市の柳町の区画 整理事業が行われております。また、オレンジ色で示しております道路に関し まして、平成23年には国道8号で5車線化が行われたり、平成25年には海 側幹線Ⅱ期区間等の、主要幹線道路が整備されてきております。こうした周辺 の開発が要因となりまして、この路線の交通量が大きく増加したものというふ うに考えております。

> こちらは、平成27年事業化した際の交通量調査と、昨年度令和2年に行っ た交通量調査の結果を比較したものでございます。布市交差点の各方向から流 入する交通量につきましては、平成27年度から令和2年度におきまして、約 1. 4倍程度増加している状況になっております。

> こちらは、平成27年度と令和2年の交通量調査において布市交差点が最も 混み合う夕方17時頃の交通量を比較したものでございます。上のほうに記載

しておりますが、道路をつくるうえでのルールといいますか、道路構造令におきましては、右折車線は原則として全ての交差点に設置するものというふうにされているところなのですが、この交差点におきましては、設計時間交通量が時間当たり200台未満かつ右折車輌の割合が20%未満の場合には、右折車線を設置しないとすることができるというふうになっておりますので、平成27年度の交通量調査に基づきまして、この路線につきましては右折車線の整備が不要というふうに判断しておりました。しかし、令和2年の調査結果によりまして、全方向の交通量が増加しましたことから右折車輌に起因する渋滞が発生したということで、右折車線が必要というふうに判断をしております。

次に、幅員の変更につきまして具体的にご説明をさせていただきます。今回幅員を変更するのは、千代尼線の乾町方向、左下図面の右手方向8号線に伸びる方向です、と恵比寿通り線の八ツ矢町方向、若宮方向、南北に延びる方向になります。断面は図面右側の上段が現計画でございまして、下段の方が今回計画する案になります。今回の変更によりまして、交差点部については総幅員12mから、両側に1mずつ拡幅をいたしまして、14mに変更することとなっています。一般部分の直進の車線の幅に関しましては、現況通り3mになるのですが、交差点部におきましては右折車線を設ける場合の標準値となります2.75mというふうに、幅員を設定しています。また、追加する右折車線につきましては、用地の制限等も考慮いたしまして、縮小値となります2.5mを採用することとしております。

なお、千代尼線の広小路方向につきましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、総幅員現在の計画で14mございますので、右折車線につきましては、現在両側に1mの植樹帯がございますので、それを活用しまして右折車線を整備することとして、今回幅員の変更はないこととなっております。

最後に、本案件は令和3年8月6日から20日までの2週間、縦覧に供しま したが、意見書の提出はございませんでした。以上で、白山都市計画道路千代 尼線及び恵比寿通り線の変更について説明を終わります。

◆川上会長: 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

◆髙山委員: 1つよろしいですか。まち中ですのでそれほど大型車は通らないのかなと思うんですが、先ほどの説明ですと右折率は10%ちょっと十数パーセントぐらいということでした。気になったのは、大型車混入率がどれぐらいなのかなっていうこと、要は右折レーンが2.5ですのでぎりぎりというか一番低い値だと思うんですけど、大型車だとちょっと厳しいかなというふうに感じたので、大型車混入率どれぐらいあるんでしょうか。

◆川上会長: わかりませんかね。

◎事務局 : ちょっと今調べさせていただいてよろしいでしょうか。

◆川上会長: 調べていただいて、その間私の方から、質問というか、ここは一部道路拡幅 がありますので、一般的な縦覧だけでは、不十分だと思いますので、直接影響 する地権者含めて地元への別途説明とか、その時の反応とかはどうだったんで しょうか。

◎事務局: 今回の変更にあたりまして、地元説明の方は、3回開催をさせていただいております。それは沿線の地権者の方及び、町会の役員の方を中心としまして、3回の説明会をさせていただいておりまして、特に反対意見もなく同意は得られているのかなというふうな感触でございます。

◆川上会長: 直接計画線にかかるような建物、建造物はあまりなかったんですか。

◎事務局 : もともとの計画でいきますとこの交差点付近7件の物件がかかることとなっておりましたが、今回1mずつ拡幅することで、追加で4件の建物がかかるというふうになっております。このうち右下の方にかっこで書いておりますが、今回の拡幅によります追加というのが、住宅で3件、倉庫・車庫で1件追加というような形になっております。

◆川上会長: そうした地権者の方々からの意見は特に、了解いただいているわけですか。

◎事務局 : 地権者の方にはお話はさせていただいております。

◆川上会長: 話して了解得たんですか。

◎事務局 : はい。大丈夫です。了解いただいております。

◆川上会長: 先ほどの大型車の混入率についてはわかりましたでしょうか。

◎石川土木: 昨年度の交通量調査の結果で、それぞれ大型車の混入率につきましては、村総合事務所 井方向の流入部につきましては 0.2 7%、八ツ矢方向につきましては、大型車混入率 1.7 5%、乾町方向につきましては 1.7 9%、若宮方向につきましては 1.7 9%となっております。

◆髙山委員: わかりました。やはり普通の幹線道路に比べて市街地ですので、大型車混入率は非常に小さい値ですので、2.5mでもそれほど大きな支障はないのかなとそんなふうに思います。どうもありがとうございます。要はたくさん大型車が通るようですと2.5mって大型車にとってみたらぎりぎりの幅員になるの

で、本来もう少し最低でも 2. 75 m ぐらいほしいなと思ったんですけど、わかりました。了解しました。

- ◆川上会長: 他に何かご質問・ご意見ありませんでしょうか。特にございませんでしたら本案は、ご承認いただいたものといたしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは議第1610号金沢市湊一丁目における特殊建築物の位置についてを上程します。事務局から説明して下さい。
- ◎事務局: それでは、議第1610号金沢市湊一丁目地内における特殊建築物の位置についてご説明いたします。議案書は7ページになります、図面は8ページでございます。

スクリーンの方ご覧下さい。産業廃棄物処理施設の設置許可についてですが、建築基準法第51条のただし書の規定におきまして、都市計画区域内における産業廃棄物処理施設など特殊建築物は、その敷地の位置について、県都市計画審議会が都市計画上支障ないと認め、特定行政庁が許可した場合に、新築・増築できる、とされております。今回許可の変更申請があったことから、その敷地位置の支障の有無について、本審議会におきまして、付議するものでございます。

まず位置になります。今回ご審議いただく施設は、図面黒の線で示します金沢港から北側の方に延びます都市計画道路臨港線を進みまして、免許センターの近くにございます図面赤色で示しております産業廃棄物処理施設の株式会社リサイクルマツモトになります。周辺は、工場や事業所が集積しておりまして、その中に位置するものでございます。敷地面積は約7,600㎡、用途地域は工業専用地域に指定されております。

今回の変更の内容については、これまでのがれき類の破砕施設に加えまして、木くずの破砕施設を新たに追加することによる処理能力の変更になります。この木くずの破砕施設の追加によりまして、1 日当たりの処理能力が日当たり80.8 tを超えまして、当初と比較しまして1.5 倍を超えることから、今回許可が必要となりまして、本審議会におはかりするものでございます。

こちらは施設の配置図でございます。市道左の方に斜めにわたっております、市道に面して、搬入口及び搬出口が設けられております。今回の変更では、既存のがれき破砕施設の北側にあります青色で示しております既存建物に赤色の上屋を増設しまして、この赤枠で囲っておりますのが、破砕施設なんですがこの破砕施設を新たに新設する計画となっております。

都市計画上の判断についてになりますが、大きく3点ございます。一つは土地利用計画との整合が図られているか、二つ目は搬入搬出経路が確保されているか、三つ目は敷地周囲は修景や敷地外との遮断がなされているかという視点で支障の有無を確認することといたしております。なお、騒音・振動など環境上の判断につきましては金沢市の環境局で審議がなされているところでござ

います。

土地利用計画との整合についてでございます。当施設は、現在、都市計画上の工業専用地域に指定されているため、土地利用上は適合してございます。また、今回追加される処理施設は、既存建物を利用、増築するものでございまして、大きく拡がらないということと、周辺は従来から工場とか事務所、倉庫といった建物が立地している地域であり付近に集落もなく、さらに騒音に配慮すべき学校や保健所、病院等が付近に無いことから、土地利用上の支障はないというふうに判断しています。

次に搬入・搬出経路の確保についてでございます。こちらは周辺の航空写真になるんですが、主な搬出入経路としましては、青色の破線で示しております都市計画道路臨港線から、金沢市道の潟津6号湊1丁目1号線を通り搬出入を行うことになっております。臨港線は総幅員約25m片側2車線の道路でございますし、市道につきましても道路幅員が約10mというふうな十分な幅員が確保されておりますので、搬入搬出に支障はないという風に考えております。

次に敷地周囲の修景についてでございます。敷地の周囲は青色で示しておりますが、鋼板で囲うこととしておりまして、敷地の内と外とを遮断することとしております。また、周辺は従来から工場や事務所、倉庫などが立地していることから、修景上の問題はないというふうに判断いたしております。

最後に、関係機関等との調整状況をご説明いたします。今回の申請にあたっては、隣接する土地及び建物所有者に対する説明を終え、合意形成が図られております。騒音・振動等の生活環境上の支障の有無等については、金沢市環境局の事前審査を終えておりまして、影響はないと判断されております。また、金沢市からも、都市計画上の観点から審査を受けておりまして、支障はないというふうに意見を得ております。

以上のことから、本案件に関しましては、都市計画上支障ないというふうに 判断しております。 以上でございます。

◆川上会長: 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

◆福村委員: 相当大きい敷地なんですけど、敷地と外部との遮断は板ですか、コンクリー トですか。

◎事務局 : 鋼板で青い部分に鉄板、鉄製の板柵を設けています。

◆福村委員: できればこういう時代ですから植栽、緑が主導したほうがいんじゃないでしょうかね。結構大きな場所ですからね。その辺をこの際いっぺんにできなくても植栽、グリーンで囲うことが時代に合っとるんじゃないでしょうか。

◆川上会長: いかがでしょうか。

◎事務局 : わずかではございますが、この位置に植栽の方はつけさせていただいています。

◆福村委員: いっぺんにできなくても緑を多くしていったほうが、環境のためには非常に いいんじゃないでしょうか。

◆川上会長: 図面上で場所をしめしていただければ、そこからではわからなかったんですけれども。

◎事務局 : この位置に緑地の方を整備させていただいております。

◆川上会長: ごくわずかなんですね。今のは非常に適切なご意見だと思いますので、この 敷地に限らず今後何か任意の協力を得るとか、お願いするとかいう形でも少し ずつでもできないかというご主旨だと思いますので、また事務局の方で検討い ただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。

◎事務局 : はい。わかりました。

◆川上会長: 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

◆池本委員: いいですか。質問なんですけど、この大きい施設に先ほど示されたがれきの 破砕施設が今現状1個あって、そこに木くずの破砕施設を追加する、それ以外 に何か別のものがあるってことですか。

◆川上会長: いかがでしょうか。

◎金沢市 : 金沢市環境局からお答えいたします。当該事業場にはがれき類の破砕施設及び、あとは石膏ボードの破砕施設と石膏ボードを再利用化するための薬剤投入施設がございまして、ここに今回木くずの破砕施設を追加するということになっております。

◆池本委員: そうしたら、今この変更というのががれきと木くずを合わせて、トータル破砕施設だからそれが変わるよということで、出てきたということなんですね。 今、木くずの破砕施設っていうのは、建屋の中に入るんですか。

◎金沢市 : はい。建屋の中に入ります。

◆池本委員: 港周辺て、こういう廃棄物関連の施設がたくさん集中していて、やっぱりあ

んまり見た目もよくないので、対岸からもその辺り見るとあまりイメージよくないので、少しきれいになっていくといいなと私も思います。以上です。

◆川上会長: 先ほどと関連するようなご意見だと思いますので、またよろしくお願いします。

鋼板で塀を回すっていうのは、何か規定があるのですか。近づくと異様な景色にも見えないことはないのですけど。

- ◎事務局 : 特に鋼板というわけではないのですが、周辺との修景、調和を図るということにはなっているのですが、今回は周辺との遮断という意味で鋼板を使わせていただいております。
- ◆川上会長: 今急にお答えすることも難しいと思いますので、事務局でその辺の修景含めて、対応できそうなものについては、検討いただきたいというふうに思います。 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。
- ◆髙山委員: 今回のこの変更に対して直接の質問ではないのですけど、参考のために教えていただきたいのですが現状で640 t あまり1日の処理量として、従来よりも1.7倍ぐらいになるので新しく申請が出てきたということだと思うのですけど、もし今後次回さらに増設するというときには、ベースになる処理量はどちらになるのですか。もともとの376 t がずっとこれがベースで考えるのか、今回新規に認められれば、640っていうのがベースでこれの1.5倍以内だと新規申請にあたらないということになるのか、これはどちらがベースになるのでしょうか。いかがでしょうか。
- ◎金沢市 : 金沢市の都市計画課です。今ほどの委員からの質問なのですけれども、今376をひとつ基準にしていますのは、建築基準法の方が平成16年に法改正がされました。その法改正によりまして、今のこの木くず、がれき類の産業廃棄物施設が51条の対象の施設になったということで、その1.5倍の基準を376にしていますのは、その法律が改正された時の処理能力を基準としていまして、そこから1.5倍以下であれば、既存不適格のいわゆる緩和みたいな措置で、1.5倍までは許可が不要ということで平成21年の時にはですね、1.5倍以下の増設であったので許可を受けておりません。今後増えるということになりますと、今回、許可を受ける処理量640が新たな基準となり、640の1.5倍を超える場合には、また同様なご審議をいただくという形になってくるということです。

◆川上会長: 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

◆酒元委員: ちょっとよろしいでしょうか。今の案件には関係ないかもわかりませけれども、がれき、木くずには関係ないかもわかりませんけれども、以前採石場を経営していた時にですね、雨が降って泥水が流れたそれがいかがなものかということでよく言われました。今この作業で、ボードとか石膏とかいろいろなものが壊されていくわけですが、水質管理っていうのはどうなっているのでしょうかと思いまして、泥水よりも大変かと思いましてね。大変よくないものが流れますと、それはどうかと思いまして、どういうふうに管理していくのかと思いまして。

◆川上会長: 排水についていかがでしょうか。

◎金沢市 : 金沢市ごみ減量推進課からお答えいたします。当該事業場は確かに、そういった粉塵とかそういったものの排出が予想されておりますので、既存の設備といたしましてまず事業場全体がすべてコンクリート、平面はコンクリート打ちになっておりまして、また事業場の外周に排水溝を切って、それらの水がすべて油水分離層を通る、水処理施設を通って公共用水に排出されるという設計にしておりますので、今回のことについても既存の設備で、特に公共用水への影響はないと考えております。

◆川上会長: 専用の排水施設へ排出されるということですか。

◎金沢市 : はい。事業所専用の排水設備に、その水処理された後の水が公共用水に放水 されるということです。

◆川上会長: その公共用水に排水されるものについては、金沢市が定期的には検査をする ということですか。

◎金沢市 : 金沢市としては今定期的に検査をしていません。

◆川上会長: してないのですか。そういう意見がないのかもわかりませんけれども、必要性もあるように思いますけど。

◎金沢市 : それにつきましては、定期的に行ってはいないのですけれども、例えば周辺から苦情があるであるとか、私ども金沢市の方で定期的にパトロールをしておりまして、実は水が濁っているとかそういった状況を発見した際には保健所等とも協力して随時、水質検査を行うといった体制にしております。

◆川上会長: そういう廃棄物処理施設は限られているわけなので、周辺住民から声があったから対応するというだけでは多分不十分だと思いますので、何か対応できな

いかまたぜひ検討いただきたいと思います。

◆川上会長: 他にご意見、ご質問ないでしょうか。特にご意見ないようでしたら、本案件については、ご承認したというふうにさせていただきたいよろしいでしょうか。では、ご承認したというふうにさせていただきます。

次に、事務局の方から、1件の報告事項がありますので、説明願います。

◎事務局 : お配りしております報告事項資料都市計画決定案件一覧表市町決定をご覧ください。こちらは、前回第172回審議会の令和3年2月19日以降に、市町において決定告示された案件の一覧でございます。かほく市における地区計画の決定及び、用途地域の変更、あと特定用途制限地域の変更の3件、野々市市における地区計画の変更及び用途地域の変更2件、合わせて5件の決定告示がなされております。以上でございます。

◆川上会長: 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、本日諮問がありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

◎事務局 : 委員の皆様厳正なる審議、誠にありがとうございました。 以上をもちまして、第173回石川県都市計画審議会を閉会といたします。 皆様どうもありがとうございました。